

1 ワーキンググループ検討経過

	開催日	内 容
第1回	6月 2日	意思疎通の現状について意見交換
第2回	6月23日	他県・市の条例を踏まえた愛知県条例での記載事項の検討
第3回	7月14日	条例要綱（試案）の検討

2 ワーキンググループにおける主な意見

条 例 名 称	<ul style="list-style-type: none"> 手話言語に関する事項とコミュニケーション手段に関する事項の条例であることがわかる名称とすべき。 仮称にある「その他」の表記は適当ではなく、全ての障害者、障害特性に応じたコミュニケーション手段が対象であることがわかるようにすべき。 名称が長い場合、条例略称名を作り啓発に活用すべき。
前 文	<ul style="list-style-type: none"> 会議、講演会、イベント、窓口等で点字、代筆、代読、筆談等に対する理解が十分でなく、対応されていない。 誰にでもできる意思疎通手段があるということが理解されていない。 手話はコミュニケーション手段としての側面もあるが、文化のツールでもある。 手話に対する誤解、偏見があり、手話が制限されてきたため、手話だけでなく日本語も十分に獲得できなかったろう者がいる。 言葉での意思疎通が難しくても情報通信機器を用いた意思疎通がある。 意思表示をサポートできるヘルパーが不足し、支援体制に地域格差がある。 災害時の安否確認、避難所での情報伝達に課題がある。 ろう者のための条例ではなく、障害の特性に応じた障害者全体のことを記載すべき。 手話が言語であるなら、点字は文字と記載すべき。 手話が言語であることを前段で（コミュニケーション手段の部分と分けて）記載すべき。
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の構築のため、障害の特性に応じたコミュニケーション保障、情報保障が必要。 コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備が必要。
定 義	<ul style="list-style-type: none"> 実物の提示や絵の表示、ICT機器を具体例として記載したらどうか。 要約筆記は文字の表示ではなく、通訳手段である。
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性に応じた手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。 個性と人格を互いに尊重することを基本とし、コミュニケーション手段の選択の機会の確保と利用の機会を拡大すること。 手話が言語であるとの理解の下にコミュニケーションの権利を保障すること。
県 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と相互に連携し、必要な合理的配慮の推進を図るべき。 手話の普及、啓発を行う。 手話を利用しやすい環境の整備を進めるべき。
県 民 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション手段の重要性を理解し、合理的配慮に努める。 県の施策に協力する。 手話通訳者は県の普及施策に協力し、手話技術の向上に努める。 ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力し、自主的に手話を普及する。 手話の普及は既に自主的にやっており、あえて記載する必要はないのではないか。

事 業 者 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> 利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努める。 合理的配慮の提供に努め、支援が必要な者の採用条件に配慮する。
計 画 の 策 定 及 び 推 進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画において必要な施策を定め、計画的に推進する。 環境の整備、支援従事者の確保、コミュニケーション手段の普及、利用促進に関する施策を計画に盛り込むべき。 施策について、ろう者、手話通訳者だけではなく障害者全体の意見を聴く場を設けるべき。
啓 発 及 び 学 習 の 機 会 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> 手話に関する普及啓発が必要。 関係機関と協力して、手話、点字、要約筆記等を学ぶ機会を確保すべき。 職員が手話を学ぶ機会を設けるべき。 聴こえないとわかった時点で、家族、当事者に手話を学ぶ機会を提供する必要がある。
人 材 の 養 成 等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、関係機関と協力し手話通訳者、盲ろう通訳介助員、要約筆記者、点訳者及びその指導者の確保、養成を行う必要がある。 必要なときに無償で通訳を受けられる体制が必要。 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の派遣の実施。
情 報 発 信	<ul style="list-style-type: none"> 手話、字幕、点字、音訳による情報発信が求められる。 災害時における緊急情報を障害の特性に応じて迅速かつ的確に伝達する必要がある。 災害時には、障害者だけではなく、その家族及び支援者に対しても情報発信が必要。
学 校 に お け る 対 応	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性に応じた情報保障ができるよう教職員の技能取得が必要。 学校の中で障害児・者との交流を通じた理解促進が必要。 手話を学び、手話で学べるよう必要な措置を講ずる必要がある。 全ての学校の児童、生徒に対し手話が言語であること、障害の特性に応じたコミュニケーション手段があることを知ってもらうことが大事。 技能の向上の前に理解を深めることが必要。 手話の学習機会を学習指導要領の範囲内と記載されているが、学習指導要領には手話を教える時間は定められておらず、どういった意図があるのか。 保護者に対する教育に関する相談及び支援の内容が不明確ではないか。
事 業 者 へ の 支 援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が行う取組に対し支援が必要。
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 に 関 す る 調 査	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性に応じた支援ツールの普及と利用しやすい環境の整備が必要。 コミュニケーション手段に関する調査を行い、対策を講ずる必要がある。 障害の特性について理解を深めるための研修が必要。
財 政 上 の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 普及に必要な財政措置が必要。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 条例の見直し規定を設けられないか。 具体的な施策を障害者計画に示し、実効性のある取組を進めて行くために障害者施策審議会に部会を設けることは賛成。 市町村に対し財政措置を求めることができないか。

※網掛け部分は条例要綱（試案）に対する意見